



**第七条** 組合が法第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合を同法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う農業事業において「規約」という。この条において「規約」という。を定めることができない。

同組合とみなして、土地改良法施行令の規定を適用する。

(農地利用規約)

**第八条** 組合は、法第七条第一項第一号又は第二項第三号に掲げる事業を開始し、かつ、一団の當農地等の区域が明らかになつた後でなければ、法第十三条第一項に規定する農地利用規約（以下この条において「規約」という。）を定めることができない。

2 組合は、規約を変更し、又は廃止しようとすることは、当該規約で定めるところにより、當農地区に属する農地について所有権（法第十条第一項に規定する使用収益権（以下この条において「規約」という。）が設定されている農地の所有権を除く。）又は使用収益権を有する者の当該規約で定める過半数の合意による申出に基づき、これを行うものとする。

3 組合は、法第十三条第三項（第六項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を受けた規約の変更をしたときは、当該変更に係る規約について認定の申請を行つた場合を除き、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

4 組合は、認定を受けた規約を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

5 市町村長は、前二項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る変更前の規約又は廃止しようとする規約の認定を取り消すものとする。

6 法第十三条第一項から第五項まで及び第七項並びに法第十四条第一項の規定は規約を変更しようといし、又は変更した場合について、法第十三条第五項の規定は認定を取り消した場合について（組合の払込済出资額に応じてする剩余金配当の限度）

**第九条** 法第五十五条第二項の政令で定める割合は、年七パーセントとする。  
(自己資本の基準)

**第十条** 組合の自己資本は、次の各号に掲げる額の合計額以上で、かつ、第一号に掲げる額の百分の百四十に相当する額以上でなければならない。

一 当該組合の有する有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額

2 前項の自己資本とは、払込済出資金及び準備金（準備金、積立金その他名称のいかんを問わず、剩余金のうちから積み立てられたものであつて資本勘定に属するものをいう。）の額の合計額（繰越損失額がある場合には、その額を控除した額）をいう。

3 第一項の有形固定資産及び無形固定資産の価額の算定に当たつては、その有形固定資産及び無形固定資産の取得又は拡充のためにした借入金（借入期間が一年を超えるものについては、数回にわたり定期に返済する契約のあるものに限る。）の残額で返済期限の到来しないものを差し引くものとする。

(余裕金運用の基準)

**第十一條** 組合は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他主務大臣が指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他主務大臣が指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に關する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(飛び農地の要件)

**第十二条** 法第六十条（法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める一団の市街化区域内農地等は、その面積が法第六十条第一号の政令で定める規模未満である一団の市街化区域内農地等とする。

**第十三条** 法第六十条第一号（法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める規模は、おおむね〇・五ヘクタールとする。

(組合の地区に含むことができない区域)

**第十四条** 法第六十条第三号（法第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により同条第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事業について都市計画に定められた施行区域並びに同法第十二条の二第二項の規定により都市計画に定められた同条第一項各号に掲げる予定区域とする。

**第十五条** 法第六十一条の政令で定める都市計画区域は、次に掲げるものとする。

一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第十七号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の全部又は一部を含む都市計画区域

二 法第六十一条各号に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域と密接な関連のある都市計画区域で、主務大臣が指定するもの

三 第二号に掲げる都市計画区域と密接な関連のある都市計画区域で、主務大臣が指定するもの（飛び農地を組合の地区に含むことができる場合）

**第十五条の二** 法第六十八条第二項第一号（法第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の地区に含まれる飛び農地を農地等として利用することが当該地区内にある市街化区域内農地等（飛び農地であるものを除く。）の住宅地等への円滑な転換に資することとなるかどうかの認定に当たつては、当該飛び農地が法第七条第二項第三号の交換分合（以下単に「交換分合」という。）で次の要件に該当するものの対象となることが予定されているかどうかにより判断するものとする。

一 当該交換分合により、飛び農地についての所有権又は使用収益権（以下「所有権等」という。）に替えて組合の地区内の土地（飛び農地であるものを除く。）について所有権等を取得すべき者

が、当該土地を住宅地等として利用することが確実であると認められること。

二 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を有する者が、当該所有権等に替えて飛び農地の地区内の他の土地について所有権等を取得しないこと。

(市街化区域外の土地を組合の地区に含むことができる場合)

**第十六条** 組合の地区に市街化区域外の土地が含まれる場合における法第六十七条第一項の規定による認可（変更後の定款において組合の地区に当該土地が含まれる場合における法第四十八条第二項の規定による認可を含む。）に際しては、当該土地（農地以外の土地を除く。）が次の要件に該当する交換分合の対象となることが予定されているかどうかにより、法第六十八条第三項に規定する組合の地区内の市街化区域外の土地等への円滑な転換に資することとなるかどうかを判断するものとする。

一 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することが確実であると認められること。

二 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を取得しないこと。

三 当該交換分合により、市街化区域外の土地について所有権等を有する者が、当該所有権等に替えて市街化区域外の他の土地について所有権等を取得しないこと。

(法第八十九条第一項の政令で定める要件)

**第十七条** 法第八十九条第一項の政令で定める要件は、当該組合員が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当することとする。

(大都市等の特例)

**第十八条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第九十九条の規定により指定都市又は中核市の長が行う事務は、法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされる事務のうち、法第十二条の規定により適用される土地改良法の規定により都道府県知事の権限に属する事務以外の事務とする。

**第十九条** この政令において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

**第二条** この政令において主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

**附 則 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年五月二十日）から施行する。

(法第六十一条の政令で定める都市計画区域の特例)

**第一条** この政令は、法の施行の日（昭和五十六年五月二十日）から施行する。

2 この政令の施行の際現に農住組合法第九条第一項又は同法第十二条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第一百九条若しくは第一百二十二条第二項の規定により都道府県知事に對してされている認可又は許可の申請に係る処分その他の行為については、この政令による改正後の第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則 (平成一一年二月一五日政令第三二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、新事業創出促進法の施行の日（平成十一年二月十六日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、都市基盤整備公團法（以下「公團法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

**附 則 (平成一一年八月一八日政令第二五六号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

**附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一四九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十三年五月二十日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十三年三月三〇日から施行する。

**附 則 (平成一五年二月一七日政令第五二三号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十三年五月二十日から施行する。

**附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則 (平成一六年一二月二八日政令第四二九号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

**附 則 (平成二一年一二月一一日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則 (平成二六年三月二八日政令第九五号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二六年三月二八日から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二六年三月二八日から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

**附 則 (平成二七年一二月二六日政令第三九二号) 抄**

(施行期日) 第一条 この政令は、法の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月九日政令第三一一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第三条中農地法施行令第三十条第一項の改正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六条から第八条まで及び第十条の規定並びに次条から附則第四条までの規定 改正  
法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）